

## セーフティネット保証第4号認定申請のご案内

【中小企業信用保険法第2条第5項第4号】(突発的災害(自然災害等))

## (1)認定申請期間(新型コロナウイルス感染症)

令和6年6月30日まで

## (2)認定に当たっての要件

①	経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
②	個人の場合は事業所、法人の場合は本店または事業実体のある事業所が武蔵野市内にある中小企業者。
③	経済産業大臣の指定を受けた災害等(新型コロナウイルス感染症は指定あり。指定期間は令和5年12月31日までの)の影響を受けた後、最近1か月間 <sup>※1</sup> の売上高等が前年同期 <sup>※2</sup> に比べて20%以上減少していること。
④	③の後2か月間を含む3か月間の売上高等が、前年同期 <sup>※2</sup> に比して20%以上減少することが見込まれること。
⑤	既存融資の借換を目的としていること。(借換資金に追加融資資金を加えることは可。)

※1 新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制や、GoToキャンペーンを含む各種支援策の変更に伴う影響などを受けた中小企業者について、確認可能な「最近1か月」の売上高等が前年同期比に比して増加しているなど、前年同期との比較が適当では無いと認められる場合には、「最近1か月」を「最近6か月」等として申請が可能です。

※2 「前年同期」とあるのは、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前(前年～4年前)の同期としても申請可能です。

## (3)申請に必要なもの

①	認定申請書 ※新型コロナウイルス感染症の場合は(2)、特別な事情があり緩和様式を使用する場合は(3)～(5)のいずれか。	※印鑑は、実印を使用してください ※認定申請書様式は、産業振興課窓口にて配布、または市HPからダウンロードしてください。
②	法人 ・直近の法人税確定申告書の別表1 ・決算報告書及び法人事業概況説明書(表紙及び月別売上がわかるページ) 個人 ・直近の確定申告書の第1表 ・申告決算書(月別売上が分かるページ)	※電子申告の場合は、收受印の代わりに「メール詳細または受信通知」も添付してください。 ※メール詳細または受信通知がない場合は、税務署発行の「納税証明書その2」を添付してください。
③	法人 履歴事項全部証明書 個人 住民票又は印鑑証明	※コピー可。いずれも交付から3か月以内のものをご提出ください。 ※住所(個人)、本店(法人)が市外の場合は、別途、市内に主たる事業所があることを証明する書類をご提出ください。
④	売上高等を証明する書類 (1)比較月の決算が申告済み(決算到来後)の場合 法人 確定申告書の別表1・法人事業概況説明書(表紙及び月別売上がわかるページ) 個人 ・直近の確定申告書の第1表 ・申告決算書(月別売上が分かるページ) (2)比較月の決算が未申告(決算未到来)の場合 試算表、売上台帳など売上高等(実績・見込み)を月別で確認できる書類	※売上高等実績は、税務署に申告したものと相違は認められません。 ※余白に必ず事業者名/代表者名を記入の上、代表者印(実印)を押印してください。
⑤	返信用封筒(切手を貼付したもの)【任意】	※承認書を郵送希望の場合のみ必要です。 ※定型封筒の場合 84円、レターパックなども可。

## (4)申請・認定の流れ

- 申請書を市役所西棟7階 産業振興課に提出(郵送・窓口どちらでも可)。  
※郵送申請の際には、担当者のご連絡先が分かるもの(携帯電話の番号等)を同封してください。
- 收受・審査後、認定のご連絡→窓口にてお渡し、または郵送(審査には1週間ほどかかります)。  
※認定の有効期間は、当該認定を証明する認定書の発行の日から起算して30日です。